

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第262号	(水大気環境課)	1
○解除予定保安林	第263号	(森林保全課)	2
○道路の区域の変更	第264号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第265号	(同)	2

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第39号		2
	(選挙管理委員会事務局)		

公告

○製菓衛生師試験の実施		(生活衛生課)	7
○肥料の生産業者の名称変更		(農業経営課)	8
○肥料の生産業者の住所変更		(同)	8
○土地改良区定款の変更認可		(農地計画課)	8
(神野新田土地改良区、宮田用水土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、高貝用水土地改良区、扶桑土地改良区、祖父江町土地改良区、旭土地改良区及び田原市土地改良区)			
○基本測量の実施		(用地課)	8
○基本測量の終了		(同)	8
○都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会の開催		(住宅計画課)	9
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	10
○愛知県立愛知総合工科高等学校の指定公立国際教育学校等 管理法人の募集		(高等学校教育課)	10

告示

愛知県告示第262号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する区域である。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類	土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
知多市北浜町11番18の一部で次の図に示す区域 (面積6,170.48㎡)	六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び知多県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第263号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所
豊田市大野瀬町ネヨリソト9の8
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

愛知県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	豊川蒲郡線	旧	豊川市御津町金野徳寒20番3地先から同金野石田1番1地先まで	m 7.2～24.1	km 0.051
		新	同	7.2～18.2	同

愛知県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	豊川蒲郡線	豊川市御津町金野徳寒20番3地先から同金野石田1番1地先まで	令和8年5月12日
		豊川市御津町金野上野24番1地先から同9番1地先まで	

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和8年5月12日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

- 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔1号及び2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (法第19条の7第1項第2号に係るもの)	届出年月日
康友会	岡本 康宏	岩崎 孝史	名古屋市中川区横堀町3-1-1	岡本 康宏、衆議院議員	令和8.3.17

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
A M A子育て暮らしラボ	新見 尚美	新見 尚美	あま市木田五反田104-1	令和8.3.10
内山たけひさ後援会	内山 武久	内山 美穂	一宮市光明寺字神宮57	8.3.25
春日井アップデート	溝口 夏奈	藤本 拓磨	春日井市白山町7-9-11	8.3.11
春日井を魅力ある街にしよう会	小嶋小百合	藤本 拓磨	春日井市白山町7-9-11	8.3.11
かずみ後援会	太田 一三	太田 和文	一宮市今伊勢町宮後字北山中31-5	8.3.5
鬼頭まさかず後援会	鬼頭 正和	鬼頭 麻美	高浜市神明町2-3-35	8.3.17
近藤まなぶ後援会	近藤 大介	近藤 美保	愛知郡東郷町諸輪字中市90	8.3.18
さいとう保彦後援会	須田 達雄	森本 和宏	知多郡美浜町古布字砂行68-15	8.3.19
鈴木啓人後援会	鈴木 啓人	鈴木 啓人	愛西市鰯江町郷東72	8.3.23
せき健一郎後援会	藤城 寿彦	大木 裕子	豊橋市下地町字操穴45	8.3.5
チーム沢	沢 徹	安藤 千鶴	北名古屋市鹿田合田53	8.3.24
ときだかつお後援会	常田 勝男	常田 典恵	北名古屋市沖村沖浦23	8.3.2
戸塚よしひろ後援会	戸塚 剛啓	戸塚 剛啓	半田市宮本町6-203-7	8.3.6
福田としや後援会	福田 壽哉	福田 純子	江南市布袋町東377	8.3.3
ふるいち大輔後援会	古市 大輔	古市 大輔	北名古屋市六ツ師625-66	8.3.11
ますだ直道後援会	花井 隆	大羽 正勝	田原市東神戸町寺裏43	8.3.12
みんなでまちをうごかそう会	常田 勝男	常田 典恵	北名古屋市沖村沖浦23	8.3.17
みんなの未来	足立 康敏	足立 恵子	小牧市中央2-22	8.3.24
森下まゆみ後援会	森下真由美	野口 幸子	北名古屋市井瀬木五反地80-5	8.3.13
安井ひでかず後援会	安井 英和	安井 幸恵	津島市下切町字坪之内92	8.3.2
矢野かつひろ後援会	矢野 克浩	矢野 正代	北名古屋市九之坪西城屋敷12	8.3.16

備考 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党愛知県トラック支部	青木 均	主たる事務所の所在地 代表者	名古屋市瑞穂区新開町12-6 青木 均	名古屋市港区名港2-5-6 寺岡 洋一	令和7.6.10
自由民主党愛知県タクシー支部	青木 良浩	会計責任者	小笠原洋和	深谷 克巳	7.7.16
自由民主党愛知県郵政政治連盟支部	飯田 哲夫	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	稲沢市稲葉3-6-18 飯田 哲夫 栗田 宜祐	清須市萩野39 岡松 康仁 野間 能人	8.3.1
自由民主党愛知県名古屋市東区第六支部	上村美千代	主たる事務所の所在地	名古屋市東区檀木町3-54	名古屋市東区筒井2-9-17	8.3.2

自由民主党愛知県名古屋南区第一支部	横井 利明	会計責任者	竹内 正幸	安藤 徳男	8.3.9
立憲民主党愛知県第13区総支部	伊関 延元	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	1号国会議員関係政治団体	8.1.20
自由民主党愛知県歯科技工士支部	中村 正之	会計責任者	戸高 齊	須田 和義	7.7.1
自由民主党安城市支部	今井 隆喜	会計責任者	石川 郁子	神谷 和明	7.4.19
自由民主党岡崎市支部	中根 義高	会計責任者	前田 麗子	酒井 正一	7.4.1
自由民主党豊明市支部	坂田 憲治	会計責任者	濱島由充子	岡島由充子	8.3.18
自由民主党西尾市支部	山田 高生	会計責任者	山本 道代	本郷 照代	8.2.17

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知県行政書士政治連盟	竹田 勲	会計責任者	佐藤 甫	本多 証一	令和7.5.29
愛知県歯科技工士連盟	三品 富康	会計責任者	戸高 齊	須田 和義	7.7.1
愛知県獣医師連盟	吉永 祐二	代表者	吉永 祐二	鈴木 豊	8.2.19
愛知県薬剤師連盟尾北支部	原 宏太郎	主たる事務所の所在地	犬山市塔野地北4丁目12-2	江南市古知野町宮前68	8.3.1
		代表者	原 宏太郎	加藤 眞司	
愛知県薬剤師連盟美浜南知多支部	中山 雅嗣	主たる事務所の所在地	知多郡南知多町豊浜中町14-5	知多郡美浜町大字上野間字的場62-1	7.4.1
		代表者	中山 雅嗣	須田 敏治	
愛知の未来を築く会	福重 元博	会計責任者	兼崎 嘉紀	長谷川昌司	8.3.27
赤松哲次政治経済研究会	赤松 哲次	主たる事務所の所在地	名古屋市中川区好本町2-18	名古屋市中川区福住町5-6	7.4.1
新しい西尾張を創る会“きぼう”	野々部尚昭	会計責任者	碓氷 裕子	下田 方子	8.3.21
あま市民のいのちを守る会	村上 浩司	政治団体の名称	あま市民のいのちを守る会	あま志民力の会	7.11.4
		代表者	村上 浩司	勅使川原賢	
石川よういち後援会	岩松 初男	代表者	岩松 初男	三岡 鍾嘉	8.2.28
犬飼勝博後援会	犬飼 勝博	会計責任者	高川 博志	石黒 福蔵	7.9.1
上村みちよ後援会	上村美千代	主たる事務所の所在地	名古屋市東区榑木町3-54	名古屋市東区筒井2-9-17	8.3.6
うめむら真史後援会	梅村 真史	代表者	梅村 真史	梅村 真史	8.3.6
NSNWU組織内議員を支援する会	山元 勝之	代表者	山元 勝之	酒井 清明	8.1.30
		会計責任者	中島 大彰	山元 勝之	
尾張の未来を考える会	金澤 將	主たる事務所の所在地	一宮市三条字賀102-1	一宮市本町4-17-10	8.3.1
		代表者	金澤 將	栗本実樹男	
		会計責任者	金澤 將	栗本実樹男	
学生党	西田 礼孝	主たる事務所の所在地	名古屋市名東区西山本通2-12	名古屋市緑区乗鞍1-1008-1	8.3.9

加藤よしや後援会	加藤 嘉哉	会計責任者	山内 一輝	田口 雅基	8.1.6
川本雅之後援会	川本 雅之	会計責任者	池田 光玄	川本 玲子	8.2.10
カンベ洋美後援会	神戸 洋美	主たる事務所の所在地	春日井市大留町4-4-2	春日井市大留町5-24-8	8.2.21
北村たろう後援会	北村 太郎	会計責任者	北村 希和	北村 誠一	8.3.1
幸福実現党一宮後援会	谷 正生	会計責任者	中川 智彦	前田 裕一	8.3.13
幸福実現党刈谷後援会	若林 安蔵	主たる事務所の所在地	刈谷市原崎町5-206	刈谷市高津波町6-7	8.1.7
幸福実現党東海知多後援会	納富 靖博	会計責任者	張田 浩次	根崎 年子	8.3.1
心が聴こえる市政の会	中島 竜二	主たる事務所の所在地	豊田市花園町小泉82-1	豊田市勘八町長根24-11	8.3.29
		代表者	中島 竜二	伊藤 友慧	
		会計責任者	中島 竜二	伊藤 友慧	
小牧歯科医師連盟	竹内 友康	会計責任者	渋谷健一郎	日比野聖史	8.3.4
櫻井直樹を育てる会	門脇 康郎	代表者	門脇 康郎	安藤 圭介	8.3.21
沢田ひとみ後援会	澤田 仁実	主たる事務所の所在地	名古屋市天白区植田南3-804（ニュー和心ハイツ502）	名古屋市天白区植田南3-804（ニュー和心ハイツ1階C）	8.3.30
		会計責任者	澤田 仁美	早川 文麿	
島たかのり後援会	松村 実	会計責任者	中塚 正輝	中島 大彰	8.1.30
島袋朝太郎政策研究会	島袋朝太郎	会計責任者	島袋朝太郎	安藤さやか	8.3.26
市民ファーストの会	正村 洋右	会計責任者	碓氷 裕子	下田 方子	8.3.21
車体参政会	浅井 啓太	代表者	浅井 啓太	溝上 隼哉	7.9.1
自由と伝統の盾	唐沢 秀司	政治団体の名称	自由と伝統の盾	唐沢ひでし政策研究会	8.3.10
		会計責任者	唐沢 秀司	唐沢 伸子	
すずき一希を育てる会	朝倉 利光	代表者	朝倉 利光	林 誠人	7.4.1
		会計責任者	及川 哲也	野崎志々雄	
田口正夫後援会	山中 祥弘	代表者	山中 祥弘	三浦 徳雄	8.3.20
知多半島政策研究会	藤沢 巖	代表者	藤沢 巖	林 正則	8.1.15
		会計責任者	江川 祐之	佐藤 友昭	
ときだ勝男後援会	常田 勝男	政治団体の名称	ときだ勝男後援会	ときだかつお後援会	8.3.3
豊田加茂歯科医師連盟	全並 隆史	主たる事務所の所在地	豊田市高上1-22-10	みよし市三好町荒地6-4	7.7.29
		代表者	全並 隆史	田代 和久	
永田ちか後援会	永田 千佳	会計責任者	永田 千佳	永田 琢磨	8.3.11
中村孝道後援会	中村 孝道	主たる事務所の所在地	尾張旭市北本地ケ原町4-43	瀬戸市東赤重町2-80	7.8.1
名古屋市熱田区歯科医師連盟	辻岡 義人	会計責任者	熊澤 昌彦	本多 隆保	7.6.28
名古屋税理士政治連盟名古屋北支部	酒井 智弘	代表者	酒井 智弘	浅野 哲司	7.5.22
		会計責任者	北野 文章	木村浩一郎	

名古屋税理士政治連盟名古屋中村支部	春田 猛	代表者	春田 猛	田口 裕恭	7. 5.16
		会計責任者	中野 克俊	太田 麻紀	
西田礼孝政策研究会	西田 礼孝	主たる事務所の所在地	名古屋市名東区西山本通2-12	名古屋市緑区乗鞍1-1008-1	8. 3. 9
21世紀日本政策フォーラム	大塚真理子	代表者	大塚真理子	大塚 耕平	8. 3. 2
		会計責任者	倉地 茂雄	大塚真理子	8. 3. 9
日本一愛知の会・半田支部	酒井 磨毅	会計責任者	渡邊 昭司	杉江 義明	8. 3. 5
二村真一後援会	二村あすか	代表者	二村あすか	二村 真一	7.12.31
ののべ尚昭後援会	野々部尚昭	会計責任者	碓氷 裕子	下田 方子	8. 3.21
早川八郎後援会	早川 美咲	代表者	早川 美咲	高橋 修治	8. 3. 1
東三河若手政治家を擁立する会	鈴木 彰伯	会計責任者	杉浦 泰基	野崎志々雄	7. 4. 1
「日比たけまさ」を支援する会	日比 雄将	会計責任者	足立 篤紀	佐々木高太郎	8. 3.27
フタバ政治に参加する会	山内 一輝	代表者	山内 一輝	田口 雅基	8. 1. 6
		会計責任者	久松 大輔	山内 一輝	
松井よしのり後援会	山田 伸一	代表者	山田 伸一	高木 治夫	6. 2.11
		会計責任者	松井美咲希	山田 伸一	
大和南校区から議員を創る会	竹山 聡	代表者	竹山 聡	柴田 清勝	7. 8.13
よこい会	横井 利明	主たる事務所の所在地	名古屋市南区観音町6-15-1	名古屋市南区観音町6-9	8. 3. 9
		会計責任者	竹内 正幸	安藤 徳男	

備考 「1号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体をいう。

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛知県名古屋南区第四支部	伊藤 辰夫	令和7. 3.31

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青山こうぞう後援会	青山 耕三	令和5. 4.30
犬飼勝博後援会	犬飼 勝博	8. 3. 9
高木会	古田 泰士	8. 2.17
チームともこ	石井 知子	6.12.31
ともの会（奥村とも後援会）	奥村 智	5. 7.24
長久手の輝ける未来を創造する会	植松 孝臣	6. 4. 1
名古屋に虹をかける会	山根 則夫	8. 3.24
にしだ亮太後援会	西田 亮太	8. 3.12
二村真一後援会	二村あすか	7.12.31
蜂須賀喜久好後援会	近藤 文行	8. 2.28

東三河輸送センター政策連盟	後藤 明	8. 3.17
三菱名冷政治活動委員会	千田 耕平	7.12.26
村山かねとし後援会	村山 金敏	8. 1.28
大和南校区から議員を創る会	竹山 聡	7. 8.13
夢をえがく会	丹山 命	7.12.31

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期年月日
内山 武久	愛知県議会議員	内山たけひさ後援会	一宮市光明寺字神宮57	令和8. 3.25
岡本 康宏	衆議院議員	康友会	名古屋市市中川区横堀町3-1-1	8. 3.17
小嶋小百合	春日井市長	春日井を魅力ある街にしよう会	春日井市白山町7-9-11	8. 3.11
常田 勝男	北名古屋市議会議員	ときだかつお後援会	北名古屋市沖村沖浦23	8. 3. 1
安井 英和	津島市議会議員	安井ひでかず後援会	津島市下切町字坪之内92	8. 3. 2
安田 譲	東海市議会議員	安田ゆずる後援会	東海市富木島町新長口1-188	8. 3.18

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
犬飼 勝博	犬飼勝博後援会	令和8. 3. 9
石井 知子	チームとも子	6.12.31
植松 孝臣	長久手の輝ける未来を創造する会	6. 4. 1
大塚真理子	21世紀日本政策フォーラム	8. 3. 2
奥村 智	ともの会(奥村とも後援会)	5. 7.24
村山 金敏	村山かねとし後援会	8. 1.28

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
赤松 哲次	赤松哲次政治経済研究会	主たる事務所の所在地	名古屋市中川区好本町2-18	名古屋市中川区福住町5-6	令和7. 4. 1
神戸 洋美	カンベ洋美後援会	主たる事務所の所在地	春日井市大留町4-4-2	春日井市大留町5-24-8	8. 2.21
澤田 仁実	沢田ひとみ後援会	主たる事務所の所在地	名古屋市天白区植田南3-804(ニュー和心ハイツ502)	名古屋市天白区植田南3-804(ニュー和心ハイツ1階C)	8. 3.30
常田 勝男	ときだ勝男後援会	政治団体の名称	ときだ勝男後援会	ときだかつお後援会	8. 3. 3
横井 利明	よこい会	主たる事務所の所在地	名古屋市南区観音町6-15-1	名古屋市南区観音町6-9	8. 3. 9

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定によって、令和8年製菓衛生師試験を次のように行います。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

1 試験の日時及び場所

令和8年8月9日（日）午後1時30分から午後3時30分まで

愛知県立大学 長久手キャンパスB棟（長久手市茨ヶ廻間1522番3号）

2 受験願書の受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）までの午前9時から午後5時まで。郵送による申請は、受け付けません。

3 その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>）を御覧ください。

4 問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6296

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産業者の名称の変更の届出があった。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称		生産業者の住所	変更年月日
			変更前	変更後		
1734	副産動植物質肥料	カカオ豆穀	名糖産業株式会社	株式会社meito	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地	令和7.9.1

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更の届出があった。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	生産業者の住所		変更年月日
				変更前	変更後	
1723	加工家きんふん肥料	うずら糞1号	有限会社杉賢商店	名古屋市緑区大高町鷺津120	東海市荒尾町下油田9番地の1	令和8.2.22

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を令和8年5月12日認可した。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

神野新田土地改良区定款
宮田用水土地改良区定款
油ヶ渕恵水土地改良区定款
高貝用水土地改良区定款
扶桑土地改良区定款
祖父江町土地改良区定款
旭土地改良区定款
田原市土地改良区定款

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地院院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市及び海部郡蟹江町	令和8年5月11日から令和9年2月28日まで	基本測量（地盤沈下関連精密水準測量及び河川事業に伴う水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地院院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
愛知県名古屋市中千種区、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、豊川市、豊田市、西尾市、常滑市、新城市、知多市、知立市、日進市、田原市、あま市、丹羽郡大口町、知多郡南知多町並びに北設楽郡設楽町及び東栄町	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	基本測量（電子基準点測量）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、名古屋、尾張、豊田、西三河及び東三河都市計画区域の都市再開発の方針に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和8年5月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 開催日時、場所等

都市計画の種類	都市計画区域	開催日時	開催場所	当該都市計画区域内市町村	案の概要の閲覧場所	案の概要の閲覧期間
都市再開発の方針	名古屋	令和8年6月21日（日） 午後2時	尾張旭市役所南庁舎3階講堂1・2 尾張旭市東大道町原田2600-1	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町並びに海部郡大治町、蟹江町及び飛島村	愛知県建築局公共建築部住宅計画課、瀬戸市都市整備部都市計画課、尾張旭市都市整備部都市計画課及び日進市都市産業部都市計画課	令和8年5月12日（火）から令和8年5月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
	尾張	令和8年6月14日（日） 午後2時	グリーンパレス春日井春日井市東野町字落合池1-2	一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市並びに丹羽郡大口町及び扶桑町	愛知県建築局公共建築部住宅計画課及び春日井市まちづくり推進部都市政策課	
	豊田	令和8年6月13日（土） 午後2時	豊田市役所東庁舎5階東52会議室 豊田市西町3-60	豊田市及びみよし市	愛知県建築局公共建築部住宅計画課及び豊田市都市整備部都市計画課	
	西三河	令和8年6月28日（日） 午後2時	岡崎市役所福祉会館6階大ホール 岡崎市朝日町3-2	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡幸田町	愛知県建築局公共建築部住宅計画課、岡崎市都市政策部都市計画課、刈谷市都市政策部市街地整備課及び知立市都市整備部都市整備課	
		令和8年6月27日（土） 午後2時	知立市中央公民館1階会議室 知立市広見3-1			
	東三河	令和8年6月20日（土） 午後2時	豊橋市民センター（カリオンビル）5階大会議室 豊橋市松葉町2-63	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市	愛知県建築局公共建築部住宅計画課及び豊橋市都市計画部まちなか活性課	

2 その他公聴会の開催に関し必要な事項

(1) 公述申立書

ア 各都市計画区域内にある市町村の住民及び利害関係人で、当該都市計画の案に関して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を案の概要の閲覧期間満了の日までに、愛知県知事（名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県建築局公共建築部住宅計画課）に提出すること（令和8年5月26日（火）必着）。

イ 公述申立ての用紙は、案の概要の閲覧場所に備え置くこととする。

(2) 公述人の決定方法

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申立書を提出した者のうちから、意見の類似性

等を考慮して愛知県知事が決定し、その旨を本人に通知する。

(3) その他

ア 公述人が多数の場合又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの公述時間を制限することができる。

イ 傍聴は制限しない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行う。

ウ 公聴会の状況及び公述人の意見については、撮影及び録音を行う。

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7 尾建 96-94	令和 7.10.2	株式会社渡邊工務店 代表取締役 渡辺 均	海部郡飛島村元起5-43	海部郡飛島村大字新政成1-21-3
7 西建 44-7	7.7.17	ビューテック株式会社 代表取締役 柳川 信司	豊田市梅坪町九丁目30-3	みよし市福田町碁盤田29-1
7 尾建 96-48	7.6.20	石井 一磨	丹羽郡大口町余野三丁目176-1	丹羽郡扶桑町大字高雄字扶桑台307
7 尾建 96-153	7.12.18	株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄 豪治	一宮市東出町7-1	岩倉市井上町種畑7及び8-1

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成28年愛知県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、次のとおり愛知県立愛知総合工科高等学校の管理（愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科に係るものに限る。以下「専攻科の管理」という。）を行う国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）を募集します。

令和8年5月12日

愛知県教育委員会

- 1 指定管理法人に行わせる専攻科の管理に関する業務（以下「指定管理法人業務」という。）の範囲
条例第6条各号に掲げる業務
- 2 指定管理法人の指定の期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 3 指定管理法人の指定の申請の方法
 - (1) 申請書類
指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則（平成28年愛知県教育委員会規則第3号）第4条に定める申請書及び添付書類
 - (2) 提出期間
令和8年7月6日（月）から令和8年7月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出場所
愛知県教育委員会事務局教育部高等学校教育課振興グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
- 4 指定管理法人の選定に係る審査の基準
専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有し、かつ、条例第2条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理法人業務を行うことができると認める者を選定します。ただし、指定管理法人として指定することが適当と認められる者がなかったときは、申請者の中から指定管理法人を選定しないことがあります。
- 5 その他
 - (1) 募集要項は、3(3)の提出場所で配布します。また、募集要項を掲載するウェブページアドレス及び問合せ先は以下のとおりです。
ウェブページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/kosetuminei-boshu3.html>
電話 (052) 954-6826
 - (2) 詳細及び現地説明会の開催については、募集要項によります。